

○松江市ガス事業承認工事業者規程

平成17年3月31日

松江市ガス事業管理規程第27号

改正 平成22年12月24日ガス管規程第23号

平成27年10月1日ガス管規程第5号

令和2年3月25日ガス管規程第3号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 承認工事業者等(第2条—第8条)
- 第3章 工事(第9条—第17条)
- 第4章 ガス工事責任者等(第18条—第24条)
- 第5章 取締り(第25条・第26条)
- 第6章 特例(第27条・第28条)
- 第7章 補則(第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、松江市ガス供給条例(平成17年松江市条例第360号)第2条第7号に規定する供給施設(以下「供給施設」という。)に関する工事の施工における請負人となることができる者(以下「承認工事業者」という。)に関し必要な事項を規定することにより、ガス事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 承認工事業者等

(承認)

第2条 松江市ガス事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者を承認工事業者として承認する。

- (1) 松江市入札参加資格者名簿(松江市建設工事に関する契約規則(平成17年松江市規則第59号)第16条第2項に規定する入札参加資格者名簿をいう。)に登載されている者
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により許可を受けている者
- (3) 松江市内に本社又は営業所を有し、ガス工事の専門業者、又は専門部門を有する者で、管理者が適当と認めた者。

(4) ガス工事責任者1名以上及びガス工事技術者3名以上を松江市内の事業所に専属雇用している者。ただし、ガス工事技術者についてはガス工事責任者に替えることができる。

2 管理者は、次の各号に掲げる要件を満たす者を準承認工事業者として承認する。

(1) 松江市入札参加資格者名簿に登載されているもの、又は松江市小規模修繕工事等資格者名簿に登載されているもの、又は松江市小規模修繕工事等資格申請に必要な要件を満たしているもの。

(2) 松江市内に本社又は営業所を有し、ガス工事の専業業者、又は専業部門を有するもので、管理者が適当と認めたもの。

(3) 一般社団法人日本ガス協会の認定資格である内管工事士資格を所有する者を松江市内の事業所に雇用しているもの。

(承認期間)

第3条 承認工事業者の承認期間は、2年とする。

2 前条第2項の規定による準承認工事業者の承認期間は、1年以内とする。

(承認の申請)

第4条 承認工事業者又は準承認工事業者(以下「承認工事業者等」という。)の承認を受けようとするものは、承認工事業者等申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(1) 代表者の印鑑証明書

(2) 法第3条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類

(3) 名称、種類、能力及び数量を記載した所有機械調書

(4) ガス工事責任者等名簿(様式第2号)及び当該名簿に搭載された者が保有する資格を証明する書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 承認工事業者等の承認期間満了後、引き続き承認を受けようとするときは、期間満了の年度の1月31日までに承認工事業者等継続申請書(様式第3号)に前項各号に規定する書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(承認書及び登録)

第5条 管理者は、第2条の規定による承認したときは、承認工事業者等承認書(様式第4号)を当該承認工事業者に交付し、松江市ガス局(以下「局」という。)に備え付ける承認工事業者名簿に登録する。

(承認工事業者等の標示)

第6条 承認工事業者は、事業所に「松江市ガス事業承認工事業者」の標示をしなければならない。

2 準承認工事業者は、事業所に「松江市ガス事業準承認工事業者」の標示をしなければならない。

(届出の義務)

第7条 承認工事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度速やかに必要な書類を添付のうえ管理者に届け出なければならない。

- (1) 代表者、商号等を変更したとき
- (2) 事業所等に移転したとき
- (3) 第4条第1項第4号のガス工事責任者等名簿に変更があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき

(廃業届等)

第8条 承認工事業者等が廃業したとき又は承認工事業者等の承認を辞退するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

第3章 工事

(施工の範囲)

第9条 承認工事業者の施工の範囲は、供給施設に関する工事とする。

2 準承認工事業者の施工の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 供給施設(本支管、供給管及び整圧器を除く。)に関する工事
- (2) 災害復旧、保安業務その他緊急を要する供給施設に関する工事で、特に管理者が要請する工事

(施工上の義務)

第10条 承認工事業者等は、管理者の指示する施工方法に従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 承認工事業者等は、工事の施工について管理者が指定する監督職員の指示に従わなければならない。

3 工事は、管理者の承認したガス工事責任者及びガス工事技術者が自ら施工しなければならない。

4 承認工事業者等は、別表に定める機械設備を備えなければならない。

(委任等の禁止)

第11条 承認工事業者等は、自己の行うべき工事を第三者に委任し、又は請け負わせては

ならない。

(施工の承認)

第12条 承認工事業者等が工事を施工しようとするときは、あらかじめ必要な資料を添えて管理者の承認を得なければならない。

(着工届)

第13条 承認工事業者等が工事に着手しようとするときは、2日前までに必要な資料を添えて管理者に届け出なければならない。

(完了届)

第14条 承認工事業者等は、工事が完成したときは、直ちに必要な書類を添えて管理者に届け出なければならない。

(竣工検査)

第15条 管理者は、前条の届けを受けたときは、検査を行わなければならない。

2 承認工事業者等は、管理者が前項の検査のため気密試験又は導管の露出等を要求したときは、これに従わなければならない。

(不良箇所の改修義務)

第16条 承認工事業者等は、自己の施工した工事について管理者が不良と認める箇所があるときは、管理者の指定する期間内に自己の費用をもって改修し、検査を受けなければならない。

(協力義務)

第17条 承認工事業者等は、次に掲げる事項につき協力しなければならない。

- (1) 災害時における復旧その他作業につき管理者から要請があったとき。
- (2) ガス事業の保安の確保に関し、管理者から要請があったとき。
- (3) 不正工事を発見した場合、管理者に報告を行うこと。

第4章 ガス工事責任者等

(ガス工事責任者の承認)

第18条 ガス工事責任者の承認は、責任者としての知識、技能及び実務の経験を有すると管理者が認める者につき行う。

(ガス工事技術者の承認)

第19条 ガス工事技術者の承認は、技術者としての知識、技能及び実務の経験を有すると管理者が認める者につき行う。

第20条 ガス工事見習者の承認は、見習者としての知識及び技能を有すると管理者が認め

る者につき行う。

(ガス工事責任者等の承認期間)

第21条 前3条の規定による承認期間は、1年とする。

(ガス工事責任者等の承認の申請)

第21条の2 第18条から第20条までに規定するガス工事責任者、ガス工事技術者及びガス工事見習者(以下「ガス工事責任者等」という。)の承認を受けようとする者は、ガス工事責任者等承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 保有する資格を証明する書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 ガス工事責任者等の承認期間満了後、引き続き承認を受けようとするときは、期間満了の1箇月前までにガス工事責任者等継続承認申請書(様式第6号)に前項各号に規定する書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(ガス工事責任者等の登録)

第22条 第18条から第20条までの規定により、管理者が承認したガス工事責任者等は、それぞれ工事者名簿(以下「名簿」という。)に登録する。

(名簿の備付け等)

第23条 名簿は、局に備え付け、必要事項を記録整理する。

(ガス工事者証)

第24条 第18条から第20条までの規定により管理者が承認したガス工事責任者等には、それぞれガス工事者証(様式第7号)を交付する。

2 前項のガス工事者証は、工事施工の場合必ず携行し、局の係員の請求があったときは、提示しなければならない。

第5章 取締り

(承認取消処分等)

第25条 承認工事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その承認を取り消し、又は一定期間工事の施工を停止させることができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不適切な行為があったと管理者が認めるとき。

第26条 ガス工事責任者等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その承認を取り消し、又は一時停止することができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 工事その他に関し、虚偽、不正又は不適切な行為があったと管理者が認めるとき。

第6章 特例

(臨時承認)

第27条 管理者は、高層建築物、学校、住宅、アパート等の建築工事に附帯したガス工事を、その請負者が施工することが適当と認めるときは、第2条の規定にかかわらず特別の条件を付して臨時に承認工事業者として承認することができる。

(臨時承認工事の申請)

第28条 前条の規定により承認された業者が工事を施工するときは、ガス供給施設臨時承認工事施工申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項について承認したときは、臨時承認工事施工通知書(様式第9号)を業者に交付する。

第7章 補則

(補則)

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の松江市ガス事業承認工事業者規程(昭和51年松江市企業管理規程第10号。以下「合併前の規程」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規程の規定により交付された承認証、ガス工事責任者証又はガス工事技術者証は、当該承認証、ガス工事責任者証又はガス工事技術者証の有効期間の満了する日までの間、それぞれこの規程の規定により交付されたガス工事者証とみなす。

附 則(平成22年12月24日松江市ガス事業管理規程第23号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日松江市ガス事業管理規程第5号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日松江市ガス事業管理規程第1号)

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

別表(第10条関係)

- (1) 送風マスク
- (2) 検知器
- (3) 消火器
- (4) 圧力計～記録計・マノメータ
- (5) その他必要な機材

様式第1号(第4条関係)

承認工事業者等申請書

松江市ガス事業承認工事業者規程第4条第1項の規定により、承認工事業者(準承認工事業者)の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

松江市ガス事業管理者
ガス局長 様

住 所
氏 名



記

| | |
|---------|--|
| 営業所の所在地 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 資本金 | |

様式第2号(第4条関係)

ガス工事責任者等名簿

| 区 分 | 住 所 | 氏 名 | 登 録 番 号 | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考 ガス工事責任者、ガス工事技術者及びガス工事見習者について記載し、保有する資格を証明する書類の写しを添付すること。

様式第3号(第4条関係)

承認工事業者等継続申請書

松江市ガス事業承認工事業者規程第4条第2項の規定により、承認工事業者(準承認工事業者)として引き続き承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

松江市ガス事業管理者
ガス局長 様

住 所
氏 名



記

| | |
|---------|--|
| 営業所の所在地 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | |
| 資本金 | |

様式第4号(第5条関係)
第 号

承認工事業者等承認書

営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

松江市ガス事業承認工事業者(松江市ガス事業準承認工事業者)として、下記の期間承認します。

記

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

松江市ガス事業管理者

ガス局長 氏名 印

様式第5号(第21条の2関係)

ガス工事責任者等承認申請書

松江市ガス事業承認工事業者規程第21条の2第1項の規定により、下記区分のガス工事者として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ガス工事者の区分

1 ガス工事責任者

2 ガス工事技術者

3 ガス工事見習者

年 月 日

松江市ガス事業管理者

ガス局長 氏 名 様

申請者 所属業者名

住 所

氏 名

㊟

様式第 6 号(第 21 条の 2 関係)

ガス工事責任者等継続承認申請書

松江市ガス事業承認工事業者規程第 21 条の 2 第 2 項の規定により、下記区分のガス工事者として引き続き承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ガス工事者の区分

- 1 ガス工事責任者
- 2 ガス工事技術者
- 3 ガス工事見習者

年 月 日

松江市ガス事業管理者

ガス局長 氏 名 様

申請者 所属業者名

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第7号(第24条関係)

| | |
|-----------------------|--|
| ← 8.5cm → | |
| ← 2.4cm → | |
| 3.0cm ↑ 写真 ↓ | 第 号 ガス工事者証 所属 _____ 氏名 _____ _____年 月 日生 |
| 承認区分 | |
| 承認期間 | |
| 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 年 月 日 | 松江市ガス事業管理者 ガス局長 氏名 印 |
| 5.4cm ↑ ↓ | |

注意

- 1 この証は、工事施工の場合必ず携行し、当局の係員の請求があったときは、提示しなければならない。
- 2 この証に記載された事項に変更があったときは、直ちに当局に届け出て、訂正を受けなければならない。
- 3 この証を亡失したときは、直ちに当局に届け出なければならない。
- 4 この証は、次に該当するときは、承認の取消し又は業務の停止を命ずることがある。
 (ア) 諸規定に違反する行為があったとき。
 (イ) 松江市ガス事業管理者が不相当と認めたとき。
- 5 この証は、承認取消処分を受けたとき、又は亡失して再交付を受けた後にこれを発見したときは、直ちに当局に返却しなければならない。

様式第8号(第28条関係)

ガス供給施設臨時承認工事施工申請書

(注意) この申請書を提出する場合は、別紙仕様書、及び諸規定を熟知の上、次の書類を添えて提出して下さい。

| | | |
|--------|----------|-------------|
| 契約金額¥ | | 円 需用家 認印 |
| 工 別 | 新設、増設、変更 | |

- 1 工事申込書
- 2 設計図書(附近見取、平面、構造図その他立体図)
- 3 需用家との工事契約金額明細書の写し(社印あるもの)
- 4 本工事従事者名簿(写真入)
- 5 上記のほか、ガス局が必要とする図

| | |
|---------------|--------------------------|
| 工 事 名 称 | 工 事 |
| 工 事 場 所 | 松江市 町 番地先 |
| 工 期 | 年 月 日から 日間 年 月 日まで |
| 使 用 機 器 明 細 書 | 別紙のとおり |
| 工 事 責 任 者 氏 名 | 電話 () |
| 同 上 代 理 人 氏 名 | 電話 () |
| そ の 他 事 項 | |

上記のガス工事を施工したいので、関係書類を添えて臨時承認工事の申請をします。

年 月 日

松江市ガス事業管理者

ガス局長 様

申請者

様式第9号(第28条関係)

臨時承認工事施工通知書

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|---------|----|---------|-----------|-----|--------------------|-----------|--|-----------|--|--------------|--|-------|
| 臨時承認通知欄 | <p>年 月 日付下記事項について申請のあったガス供給に関する施設工事は、次の条件を付し承認したので通知します。</p> <p>臨時承認番号(松ガス工事 第 号)</p> <p>年 月 日</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">松江市ガス事業管理者 ガス局長 氏名 印</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | 申請事項 | <table border="1"> <tr> <td>工 事 名 称</td> <td>工事</td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td>松江市 町 番地先</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>工 事 責 任 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 代 理 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他参考となるべき事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※承認条件</td> <td></td> </tr> </table> | 工 事 名 称 | 工事 | 工 事 場 所 | 松江市 町 番地先 | 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで | 工 事 責 任 者 | | 同 上 代 理 人 | | その他参考となるべき事項 | | ※承認条件 |
| 工 事 名 称 | 工事 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 場 所 | 松江市 町 番地先 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 責 任 者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 上 代 理 人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※承認条件 | | | | | | | | | | | | | | | |

(注意)

- 1 貸与品、有償支給材料は、注文書と引換えとする。
- 2 ガスメーター器は完成検査合格後、出庫する。
- 3 先に提出した承認図で工事変更があったときは、完成後しゅん工図面1部を提出すること。
- 4 工事用器材及び材料はすべてガス局の指定品とする。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第21条の2関係)

様式第6号(第21条の2関係)

様式第7号(第24条関係)

様式第8号(第28条関係)

様式第9号(第28条関係)